

こ～ぷのお家桜ヶ丘ヘルパーステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人こ～ぷ福祉会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護及び訪問介護型サービス（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という）は、要支援状態、または要介護状態にある高齢者及び障害者に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。また要支援者に対しては本人が自力で家事等を行うのが困難であって、家族や地域による支えあいや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適正なマネジメントに基づきサービスを提供する。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 こ～ぷのお家桜ヶ丘ヘルパーステーション
- 二 所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘2-20-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び個別サービス計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとする。
- 二 訪問介護員 常勤3名以上、
登録ヘルパー10名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 12月31日から1月3日までを除く全日
- 二 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

（訪問介護等の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護及び訪問介護型サービス、内容は次のとおりとし、サービスを提

供した場合の利用料の額は、指定訪問介護にあたっては、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問介護型サービスにあたっては、仙台市が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び訪問介護型サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 利用者の都合でサービスを中止する場合で、前日の午後5時までに連絡がない場合は、介護報酬の10%をキャンセル料とする。

3 ヘルパーが買い物援助、薬受けを代行するにあたり徒歩では往復30分以上かかる場合において車で行けるものとし、その場合燃料代として10キロ以内1回200円を別途いただく（10キロ以上5キロごとに100円増とする）こととする。

（緊急事態の対応）

第7条 訪問介護員等は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、緊急時連絡票に基き速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者およびケアマネジャーに報告しなければならない。
なお、事業所内に緊急時対応利用者名簿一覧を備えて置くこととし、月1度のメンテナンスをすることとする。

（虐待の防止に関する事項）

第8条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は仙台市とする。

（その他の運営に関する重要事項）

第10条 事業所は訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人こーぷ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（記録の整備）

第11条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護及び訪問介護型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - （1）指定訪問介護及び個別サービス計画
 - （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - （3）市町村への通知に係る記録
 - （4）苦情の内容等の記録
 - （5）事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（苦情処理）

- 第12条 事業所は、提供した指定訪問介護事業サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口（第三者委員）を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
 - 3 事業所は、提供した訪問介護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
 - 5 事業所は、指定訪問介護事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

附則

本規程は理事会で改廃する。

この規程は、2004年4月1日から施行する。

この規程は、2006年4月1日から施行する。

この規程は、2007年9月10日から施行する。

この規程は、2008年4月15日から施行する。

この規程は、2010年5月16日から施行する。

この規程は、2011年5月16日から施行する。

この規程は、2012年5月16日から施行する。

この規程は、2014年12月16日から施行する。

この規程は、2015年5月1日から施行する。

この規程は、2016年7月23日から施行する。

この規程は、2017年6月1日から施行する。

この規程は、2017年12月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2019年8月24日から施行する(職員数の変更)。

この規程は、2020年8月22日から施行する(職員数、営業時間の変更)。

この規程は、2024年8月24日から施行する(職員数、営業時間の変更)。

この規程は、2024年8月24日から施行する(虐待防止に関する事項の内容の変更と追加、記録の整備、苦情処理の新設)。

この規程は、2025年1月18日から施行する(事業の目的呼称の追加、記録の整備の計画書名の変更)。